



平成22年5月18日

各 位

会 社 名 ゼビオ株式会社
代表者名 代表取締役社長 諸橋友良
(コード番号8281 東証第一部)
問合せ先 常務執行役員 中村和彦
電話番号 024-925-2510

役員退職慰労金制度の廃止および株式報酬型ストックオプション の付与に関するお知らせ

当社は、平成22年5月18日開催の当社取締役会において、役員退職慰労金制度を廃止し、当社取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的内容に関する議案を、平成22年6月29日開催予定の第38回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、同定時株主総会で第3号議案「取締役5名選任の件」をご承認いただくことにより、本新株予約権の割当を受けることになる当社取締役は3名（社外取締役2名は除く）となります。

記

1. 役員退職慰労金制度の廃止

経営改革の一環として、業績に対する責任を明確にするため、役員退職慰労金制度を廃止し、年間報酬に一本化することとします。これに伴い、本制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金については打ち切り支給することとし、当該役員の退任時に支給いたします。

取締役および監査役に対する退職慰労金の打ち切り支給については、平成22年6月29日開催予定の本定時株主総会に付議いたします。

2. 取締役の報酬額の改定

現在、当社取締役の報酬額は、平成4年6月26日開催の第20回定時株主総会において年額1億円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）とする旨ご承認

いただいておりますが、上記1.に記載のとおり役員退職慰労金制度を廃止すること、および諸般の事情を踏まえ、年額2億円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）に改定いたします。

3. 取締役に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を導入する理由

取締役の報酬と当社業績及び株式価値との連動性を一層明確にし、当社取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、年額5,000万円を上限として当社取締役（社外取締役は除く）に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を導入するものです。

4. 取締役に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の具体的な内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、割当日という。）以降、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

当社普通株式27,000株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。ただし、付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の総数

270 個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額（発行価額）

新株予約権 1 個あたりの払込金額（発行価額）は、新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズ・モデルにより算出された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会で定める額とする。

なお、新株予約権の割当てを受ける者は、会社法第 246 条第 2 項の規定に基づき、金銭による払込に代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権を相殺する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から 30 年以内の範囲で、当取締役会において定める。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から 10 日間以内（10 日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

②その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権のその他の内容等

新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

※上記の内容については、平成 22 年 6 月 29 日開催予定の第 38 回定時株主総会において「取締役に対する株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以上